

Back Number

本論文は

世界経済評論 2020年3/4月号

(2020年3月発行)

掲載の記事です



世界経済評論

定期購読のご案内

年間購読料

1,320円×6冊=7,920円

6,600円

税込

17%

送料無料

OFF

富士山マガジンサービス限定特典

※通巻682号以降

定期購読
期間中

デジタル版バックナンバー読み放題!!



世界経済評論 定期購読



☎0120-223-223

[24時間・年中無休]

お支払い方法

Webでお申込みの場合はクレジットカード・銀行振込・コンビニ払いからお選びいただけます。
お電話でお申込みの場合は銀行振込・コンビニ払いのみとなります。

Fujisan.co.jp
雑誌のオンライン書店

脱中国化を図る米国経済と 対米ビジネスの行方



ジェットロ・ニューヨーク事務所次長 若松 勇

わかまつ いさむ 1989年ジェットロ入会。1994～98年、2003～2006年
ジェットロ・バンコクセンター、2010～2014年海外調査部アジア大洋州課長、
2014～2016年海外調査部海外調査計画課長を経て、2016年3月より現職。
主に、調査・進出企業支援に従事。

米国経済は好調な個人消費に支えられ、戦後最長の景気拡大を継続している。米中貿易摩擦の経済、消費への影響は今のところあまりみられない。人口増、原油・天然ガスの生産拡大などから中長期的にみても米国経済は継続的な成長が期待できる。トランプ政権による対中強硬策は超党派によるコンセンサスにより支えられており、通商法301条による対中追加関税、外国投資リスク審査現代化法（FIRRMA）、輸出管理改革法（ECRA）など政策を総動員し、中国による技術覇権を阻止しようとしている。日本企業にとって、米国は地域別売上高でみても4分の1以上を占める重要市場の1つであるが、対中追加関税により、特に中国からの調達比率の高い企業に影響がみられる。さらに、輸出管理改革法については、対象となる新興技術、基盤技術がどう定義されるかに注目が集まっている。製品に加え技術・ソフトウェアも対象となることから、研究開発活動も含め、対米、対中のサプライチェーンを再構築する必要も出てこよう。コンプライアンス体制の整備も求められる。2020年11月の大統領選挙が注目されるが、対中強硬策は超党派のコンセンサスが背景にあり、例え政権が交代したとしても、強硬策は継続されるものとみられる。

はじめに

「中国とのデカップリングは望まない」。マイク・ペンス副大統領は19年10月24日の対中政策に関する演説でそう語った。しかし、1972年通商法301条による対中追加関税、対米投資の規制を強化する外国投資リスク審査現代化法（FIRRMA）、輸出管理改革法（ECRA）など、米国トランプ政権が進める各種政策は中国とのデカップリングを進めようとしているようにみえる。本稿では、世界最大の市場であり、日系

企業が中国に次いで多く進出する米国について、その経済の現状をみた上で、トランプ政権による対中政策をレビューし、脱中国化を図る米国経済と日本企業による対米ビジネスの展望を試みたい。

I 米国経済の特徴と現状

1. 戦後最長の景気拡大を続ける米国経済、追加関税の影響は軽微

米国経済は19年7月に戦後最長となる121ヵ月目の景気拡大に突入し、現在も引き続き成長

を持続している。景気の波が消滅したかのようであり、リセッション入りを懸念する声は少数派にとどまっている。景気をけん引しているのは個人消費だ。消費者信頼感指数は高い水準を維持している。好調な消費を下支えているのは、約50年ぶりと言われる低い失業率である。失業率は3.5%（19年11月）と低く、低失業率を反映して、賃金も3%程度の割合で上昇し続けている。

ただし、米中摩擦、海外景気の減速、ドル高、エネルギー安などを背景に製造業は低迷している。19年9月の製造業部門の景況感（ISM製造業指数）は2009年6月に次ぐ低水準を示した。しかし、経済のサービス化を反映し、過去に比べると、経済に占める製造業の比重は低下している。名目GDPに占める製造業の割合は11%程度、雇用全体に占める割合も8~9%に低下している。

米中摩擦を始め、トランプ政権による通商政策によって、多くの追加関税、報復関税が課せられようになっているが、経済、消費への影響はあまり目立たない。物価上昇率も低く抑えられている。この背景としては米国経済の輸出入への依存度が他国に比べて低いことが指摘できる（表1参照）。

米国のGDPは世界最大であり、人口規模も中国、インドに次ぐ世界第3位である。この巨大な国内市場を抱えているため、貿易の影響は

他国に比べると小さいといえる。

2. 人口増、シェール革命で中長期的にも成長期待、格差拡大が懸念要因

米国経済をもう少し中長期的に展望すると、引き続き安定的な成長が期待できる要因がいくつかある。一つは人口増である。過去に比べると、人口の伸び率も鈍化しているが、2010年代で0.7%であり、欧州の0.2%、中国の0.5%に比べても高い。日本は既にマイナス0.1%になっている。米国の特徴は自然増に加えて、移民による人口増も大きい点である。人口増のうち、移民によるものが約半分を占めている。ただし、トランプ政権は移民政策で、より厳しい入国管理に舵を切っており、人口増にも影響を与える可能性がある。

米国経済はエネルギーの面でも大きな優位性を持つようになってきている。シェール革命を経て、米国の2018年の原油生産量は前年比17%増加し、過去最高の日量1,095万バレルを記録。10年間で2.2倍に急拡大し、ロシア、サウジアラビアを抜いて、世界最大の原油生産国となっている。原油の輸出は全面的に解禁された2015年末以降、拡大を続けている。天然ガスについても2011年以降、ロシアを抜いて、米国は世界最大の生産国に位置している。

一方で、経済格差の拡大が大きな問題になっている。家計の資産の分布をみると、上位10%

表1 主要国の輸出入依存度（2018年）

（単位：％）

	米国	日本	中国	シンガポール	タイ	マレーシア
輸出依存度	8.1	14.8	18.6	114.4	51.5	69.9
輸入依存度	12.3	15.6	15.8	102.7	47.2	61.5

（注）輸出依存度＝輸出額/GDP、輸入依存度＝輸入額/GDP
（出所）各国統計

の家計が全体に占める割合は09年（第2四半期）に58.9%であったところ、直近の19年（同）には63.8%に拡大する一方、下位50%は同時期、7.8%から6.1%に減少している。しかし、より注目されるのはその中間にいる上位10%から50%のグループで、その割合は同33.3%から30.1%へと下位50%のグループ以上に減少している（連邦準備制度（FRB））。トランプ大統領の支持層は貧困層というよりは、現在は中間層だが、所得水準がじわじわと低下し、先行きに不安を持つ白人層であると言われている。こうした閉塞感を背景に、ヒスパニック系などの移民、特に不法移民が米国人の職を奪っている、との主張もみられる。ヘイトクライムも増加している。米国では世代間、人種間の対立が激しくなっており、社会的分断への懸念が高まっている。

II トランプ政権の対中政策とその影響

1. 対中強硬策は超党派のコンセンサス

ここでは、トランプ政権の対中政策をレビューし、米国経済、企業活動への影響をみてみたい。同政権の通商政策の中で、最も広範囲に政策を展開し、経済・企業活動にも最も影響が大きいのが対中政策である。2018年でみて、中国との貿易赤字は4,191億ドルであり、米国の貿易赤字全体の約半分を占めている。このため、トランプ政権が対中政策に注力するのは当然であるが、対中強硬策の背景はそれだけでない。その背景には米中の技術覇権争いがあると言われている。このため、対中政策は他国との貿易政策とは決定的に違う。

トランプ政権の対中政策が最も明確に示されたのが、2018年10月、ペンス副大統領による

演説である。そこで、ペンス副大統領は「中国は発展を後押ししてきた米国の好意を踏みにじり、卑劣な手段で国益を追求してきた」と痛烈に批判した。同演説では、中国が為替操作、強制技術移転、知財窃盗などの経済侵略を展開していること、中国共産党は「中国製造2025」計画を掲げ、世界の最先端産業の90%を支配することを目論んでいること、米国の軍事力を弱体化させる能力開発を優先していること、民主主義への介入を行っていること、などを指摘して、自由で公正でかつ互恵的な貿易政策を望む、と中国に改革を迫った。

対中強硬策はトランプ大統領だけでなく、共和党、さらに民主党まで含めた超党派のコンセンサスになっている。ここ数年の間で、中国に対する好意的な見方は大きく後退し、中国に対して何らかの対応策が必要という点で一致している。米国民の感情も中国は信用できない、とのする見方が多数派となっている。ピューリサーチセンターによると、中国を好ましくないとする米国民の割合は共和党員で2018年の51%から2019年には70%、民主党員でも同47%から59%に大きく上昇している。

2. 追加関税でサプライチェーンの変更を迫られる米国企業

こうした対中強硬論を背景にトランプ政権は、2018年7月から通商法301条に基づく対中関税の発動を開始し、中国に改革を迫っている。対中関税はリスト1から4まで4グループに分けられて、次々と発動され、2019年9月には消費財を含むリスト4の一部（リスト4A）に15%の追加関税が賦課された。これによって、金額ベースで、対中輸入の約7割に15～25%という高率の関税が賦課されるという異常

表2 米国の中国への追加関税の発動状況

	第1弾目	第2弾目	第3弾目	第4弾目	
	リスト1	リスト2	リスト3	リスト4A	リスト4B
発動日	2018年7月6日	2018年8月23日	2018年9月24日	2019年9月1日	2019年12月15日
金額	340億ドル	160億ドル	2000億ドル	1,200億ドル	1,600億ドル
品目数	818品目	284品目	5,745品目	3,243品目	555品目
追加関税率	25%, 2019年10月15日 予定の30%への引 き上げを見送る	25%, 2019年10月15日 予定の30%への引 き上げを見送る	10% (2019年5月9日ま で), 25% (2019年5月 10日より), 2019年10 月15日予定の30%への 引き上げを見送る	15%⇒2019年12 月13日の第1段 階での合意で, 7.5%への引き下 げを発表	15%⇒2019年12 月13日の第1段 階での合意で, 12 月15日の発動を 見送る
発動状況	発動中	発動中	発動中	発動中	発動見送り

(注) トランプ大統領は2019年12月13日の第1段階での合意で、リスト1～3における25%の追加関税の継続を発表

(資料) 各種資料を基に国際貿易投資研究所が作成

な事態となっている。ただし、残る3割のリスト4Bへの追加関税は12月15日に賦課される予定であったが、直前に貿易交渉の第1段階の合意が成立し、関税賦課は見送りとなった。さらに、リスト4Aに課せられている15%の関税も半分の7.5%に引き下げられることとなった。見返りとして、米通商代表部(USTR)の発表によると、中国側は今後2年間で米国から2000億ドル超の輸入増、知財権の保護強化、強制的技術移転の禁止などを約束したという。

中国(及びその他地域)からの輸入品に対する追加関税の影響について、8割のエコノミストが2019年の成長率を最大0.2ポイント程度押し下げるとみている(米国証券業金融市場協会(SIFMA)が民間エコノミストに実施したアンケート調査(2019年6月発表))。影響はあるものの、景気が大きく後退するレベルまでではないとみられている。

ただし、個々の企業のレベルでは、対中関税によって、調達先の変更などサプライチェーンの変更を迫られる企業も少なくない。在中米国商工会議所が19年5月に実施した会員企業へ

のアンケート調査では、回答企業約250社のうち、約4割が「生産設備を中国の外に移管することを検討している、もしくは既に行った」と回答している。移管先としては、東南アジア(24.7%)、メキシコ(10.5%)、インド・同近隣諸国(8.4%) (複数回答)などが挙げられている。トランプ大統領は19年8月、自身のツイッターで「偉大なる米国企業に、米国に生産を戻すことも含めて、すぐに中国の代替先を探すように命じる」と発信し、米国企業の中国からの撤退を促した。ただし、米中ビジネスカウンシルが同年6月にメンバー企業100社に実施したアンケート調査によると、回答企業の87%が今後も中国から撤退する計画はないと回答している。

3. 技術覇権の維持を法律の目的に明示した輸出管理改革法(ECRA)

対中政策は関税以外の措置にも広がっている。2018年8月、2019会計年度国防権限法(NDAA)が議会で成立した。同法案の中には、米国の対中規制強化を念頭に置いたものが複数含まれ

る。輸出管理改革法 (ECRA)、外国投資リスク審査現代化法 (FIRRMA)、政府調達制限強化、などである。ただし、これらの法律・規制は中国のみならず、全ての国が対象になるために、日本企業も対応を迫られることになる。

これらの規制の概要と企業活動への影響をみてみたい。まず、輸出管理改革法 (ECRA) は、今後の輸出管理に関する基本方針を明らかにするとともに、従来の輸出管理規則 (EAR) の内容を一部更新している。その背景には、技術の進歩に伴い、民生用と軍事用の技術の境目が曖昧になっている中、米国の安全保障にとり重要な技術の国外への流出をより厳格に管理すべき、との考え方がある。従来の輸出管理規則と ECRA の大きな違いは2点ある。

1つは、基本方針において、「米国の安全保障は、米国が科学 (science)、技術 (technology)、工学 (engineering) および製造セクター (イノベーションに必要不可欠な基盤的技術を含む) の分野において、米国が主導的な立場にあることを必要とする」として、中国を念頭に特にハイテク分野での覇権を維持していくことを法律の目的に明示している点である。もう1点は、同じ基本方針において、「輸出管理は、特定の国に対する重要技術の移転を含む米国への直接投資を規制する法令に基づく国家安全保障政策を補完し、国家安全保障政策の重要な要素となる」として、これまでは別々であった外国投資管理委員会 (CFIUS) による規制 (後述) と直接結びつけたことである。重要技術については、米国から外国への輸出管理と外国から米国への直接投資規制が両輪となって、両者がお互いに補完しあう形で管理していこうとする姿勢が明確に示されている。

目下、注目されているのは、ECRA の対象分

野である。ECRA では、今後米国が新たに輸出規制の対象とする分野として、米国の国家安全保障にとり「不可欠 (essential)」な「新興技術 (emerging technologies)」および「基盤的技術 (foundational technologies)」という概念が新たに導入され、その対象分野を特定する作業が進められている。このうち、まず、新興技術について、2018年11月19日付官報に、同技術の特定に関する公告が行われ、パブリックコメントが求められた。パブリックコメントは19年1月に締め切られたが、その後1年近く、商務省から対象分野の定義や実施のための細則について発表はなかった。しかし、20年1月6日、商務省は地理画像分析用のAI技術 (ソフトウェア) を新たな輸出管理の対象に加えると発表した。これは ECRA のもとでの初めての対象品目とみられる。当初、「新興技術」について、まとまった定義が発表されるとみられていたが、今後もこうした特定品目に絞った形で、新興技術が輸出管理の対象品目に随時加えられていくことが予想される。なお、基盤技術についてもパブリックコメントが行われる予定だが、こちらについては発表がない状況が続いている。

ECRA の対象範囲は依然定まっていないものの、日系企業を含めた産業界ではその動向に関心が集まっている。それは、対象分野を扱う企業のサプライチェーンなど現場でのオペレーションに大きな影響を与えることになるからである。輸出管理の対象となった場合、(1) 米国からの当該製品の持ち出しや、(2) 当該製品の付加価値が一定 (25%) 以上含まれた製品の日本など外国から第三国への輸出 (再輸出) について商務省産業安全保障局 (BIS) の許可が必要になる。なお、当該製品の輸出が輸出管理規

則に違反していること、または違反しそうな可能性があることと認識がある場合には、(直接輸出、再輸出をする立場ではなくとも)その輸送、保険など輸出に関連したサービスを提供することも法令違反となることには留意が必要である。

また、より影響が大きいのは、技術・ソフトウェアに関する情報の伝達も「みなし輸出」として、管理の対象になることである。このため、例えば、米国において、中国などの懸念国の国籍のエンジニアに対象分野の技術を供与する場合は商務省産業安全保障局(BIS)から許可が必要である。また、日本を含めた第3国において、米国で開発された技術を懸念国のエンジニアに供与した場合は「みなし再輸出」として管理の対象となる。

このような状況のもとでは、企業は実態上、米国と中国のオペレーションを分ける必要が出てくるであろう。米国、中国という世界の2大市場で、どちらかを選択することは現実的でなく、企業は難しいかじ取りを迫られる。これはグローバル企業であれば、米系企業、日系企業でも同様といえる。こうしたことから、新興技術、基盤技術がどう定義されるのかが死活的に重要となる。米国ビジネス界は、議会、政府に強力なロビイングを行っており、対象分野は相当程度限定的となるとの見方もある(19年10月、在DC法律事務所からのヒアリングによる)。

4. 中国側対外投資規制強化、CFIUS 審査強化で激減する中国からの直接投資

次に技術管理の両輪のうちもう1つであるFIRRMAについてみてみたい。上述のECRAと同時に2018年8月、外国投資を審査する外国投資委員会(CFIUS)の権限を強化するFIRRMAが

成立した。財務省は既に2018年11月から特定の産業分野を対象にしたFIRRMAのパイロットプログラムを実施中である。パイロットプログラムの対象分野は、航空機製造、コンピュータ記憶装置製造、光学機器、光学レンズ製造、その他の基礎的無機化学製品製造、ナノテクノロジーの研究開発、バイオテクノロジーの研究開発、半導体および関連装置製造、蓄電池製造タービンおよびタービン発動機製造、など27分野に及ぶ。2019年9月には最終規則案も発表され、パブリックコメントの募集も行った。2020年2月13日までに最終規則を固めて、施行を開始する予定である。

前述の通り、米国は戦略的技術の国外流出を防ぐ目的で輸出管理のECRAとFIRRMAを一体的に運用しようとしている。このため、FIRRMAの対象分野はECRAで検討されている新興技術、基盤技術がそのまま適用される予定となっている。しかし、前述の通り、同技術の定義が定まっていないため、投資規制の対象分野も現時点では明確になっていないという状況になっている。

FIRRMAの本格的な運用を待たずして、中国からの対米直接投資は激減している。米民間調査会社ロディウムグループによると、2018年の中国企業による対米直接投資額は54億ドルと前年に比べ5分の1以下に減少した。2年前の2016年の462億ドルをピークに対米投資は激減している。背景には中国政府が海外への投資を規制していること、CFIUSによる審査強化が挙げられる。ただし、もともと中国企業はこれまでも対米投資における主要プレイヤーではなかった。直接投資残高に占める中国の割合はピーク時の2016年でも1.6%に過ぎない。このため、米国経済への影響は大きくはないと

みられる。

5. ファーウェイ排除を本格化，中国人留学生へのビザ発給も厳格化

ファーウェイなど中国のハイテク企業への締め付けも強化している。前述の2019会計年度国防権限法（NDAA）には、政府調達への制限も含まれる。19年8月より、ファーウェイ、中興通迅（ZTE）、海能達通信（ハイテラ）、海康威視数字技術（ハイビジョン）、大华（ダーファ）の中国ハイテク企業5社などへの政府調達が禁止された。2020年8月13日以降は、同対象企業の製品・サービスを主要なシステムまたは重要なテクノロジーとして利用している企業との契約・取引も禁止されることになっており、規制の対象となる企業が大幅に増える見込みである。この他、政府調達に加え、従来からある輸出管理規則（EAR）のエンティティリストを用いて、ファーウェイなど中国企業に米国の技術を与えないようにしている。

人の交流の面でも、科学技術分野の中国人留学生へのビザ発給の厳格化などを通じ、中国への戦略的技術の流出を防ごうとしている。18年6月には、中国人に発給される米国の学生ビザが、航空学、ロボット工学、高度製造技術学の大学院生に限り、従来の5年から1年に短縮された。中国人研究者が中国政府との関係を隠蔽していたり、場合によっては知財の窃盗を行っているケースなどが発覚しており、政府当局は警戒を強めている。

一方で、米国の高等教育機関に留学する中国人は国別で最大で、2017年で全体の約3分の1に相当する36万3,341人に上る。1999年の5万4,466人から約7倍に増加している。2017年、米国での科学技術分野（STEM）の博士号

取得者のうち、16%を中国人が占めた。

科学・エンジニア分野の研究では国境を越えた協力が拡大しており、米国人研究者が海外の研究者と共同で執筆した研究論文が全体に占める割合は2006年の25%から2016年には37%に増加している。このうち、2016年で国籍別にみても、中国人との共同論文が最大の22.9%を占め、続く英国（13.4%）、ドイツ（11.2%）、カナダ（10.2%）を大きく引き離している。このため、中国人研究者との交流に、制限を設けることは米国の科学技術分野の今後の発展に少なからぬ影響を与える可能性がある。こうしたトランプ政権の一連の対中デカップリング政策による経済的コストを把握することは難しいが、そうしたコストをかけてでも、米国による技術覇権を維持しようとしている。

III 日本企業の対米ビジネスへの影響

1. 高まる米国市場の重要性，追加関税への対応に追われる進出日系企業

次にこうした米国による対中デカップリング政策による日本企業の対米ビジネスへの影響をみてみたい。そのためには、まず、日本企業の米国への進出状況を見る必要があるだろう。米国に進出している日系企業の正確な数を把握することは困難であるが、外務省が毎年実施している邦人調査によると、2017年10月時点で、米国における日系企業数（拠点ベース）は前年比2.2%増の8,606拠点で中国に次いで2番目に多い。ちなみに中国の拠点数は3万2,349拠点で米国の4倍と圧倒的だが、前年比で見ると0.1%増と横ばいになっている。日本企業の海外展開にとって、米国、中国の両国は圧倒的に重要な市場であることがわかる。

表3 日本企業の売上高の地域別比率

(単位：%)

年度（集計社数）	国内	海外				
			米州	欧州	アジア 大洋州	その他
2000年度（547）	71.4	28.6	13.4	5.6	5.8	3.8
2005年度（724）	64.9	35.1	13.8	6.9	9.5	4.9
2010年度（320）	54.0	46.0	18.1	8.1	15.2	4.7
2015年度（219）	42.2	57.8	25.4	8.3	19.5	4.6
2016年度（218）	42.3	57.7	25.5	8.5	18.7	5.0
2017年度（196）	41.6	58.4	25.0	9.0	19.3	5.1
2018年度（182）	40.7	59.3	26.3	8.5	19.4	5.2

(注) ①集計対象は決算期が12月から3月までで、所在地別セグメント情報を開示している企業。②2018年度は2019年5月末までにデータベースSPEEDAに決算短信または有価証券報告書の売上高が入力されている企業を集計。なお一部の企業については各社決算短信等で補足。③各割合は、地域別の売上高合計を分子に、全地域の合計を分母とした比率。④集計対象には上場子会社も含まれるため一部重複している。

(出所) 2019年度ジェトロ世界貿易投資報告（原典はSPEEDAおよび各社決算資料等）

米国市場の重要性は、日本企業の地域別売上比率にも表れている。表3は日本の上場企業の地域別売上比率であるが、ほぼ米国とみられる米州の割合は、直近の2018年度は26.3%で全体の4分の1以上を占める（表3）。2000年度と比較するとその割合はほぼ倍増している。これは現地法人の売上のみであり、日本から米国への輸出も加えると、その割合はさらに大きくなる。日本企業がいかに米国市場に依存しているかがうかがえる。

冒頭みてきたように、米国経済は好調さを維持しており、進出日系企業の方々からは、これだけ安定して成長を続け、かつ法制度もしっかりしていて、透明性の高い市場は他にない、という声をよく耳にする。2017年末に成立した税制改革によって、法人税も35%から21%まで引き下げられており、業績面では追い風になっている。

その重要な米国市場で通商を始めとした政策が大きく揺れ動いている。米国進出日系企業の

場合は現地調達が進んでおり、前述の日系企業調査においても、中国からの調達割合は全体の約5%にとどまっている（2018年ジェトロ進出日系企業活動実態調査）。このため、対中追加関税は、総じていえば、影響はあるものの、全体で見るとそれほど深刻ではない、との声も多い。しかし、中国からの調達比率が高い企業の影響は大きく、かつ競争が激しい中で、価格転嫁も難しく、利益減少に苦しむ企業も少なくない。対応策としては、調達先の中国以外への切り替えが挙げられるが、中国側の調達先が自社工場であったり、取引先の認証が必要であったりということ、容易にはいかないケースも多い。もともと人件費の上昇が続き、製造拠点としての中国の魅力が低下しており、中国からASEANなど他地域に生産を徐々に移管しつつあったところもあるが、あまりにも急激な変化に対応が追いつかないという声も多い。特に中国から完成品を輸入して、米国市場で販売している場合は、仕入れ価格にそのまま、25%（一

部は15%)の関税が上乘せされるため、打撃が大きい。また、追加関税の場合、突然、撤廃される可能性もあり、先行き不透明な現状に振り回されているのが現状といえよう。

2. 求められるコンプライアンス体制の整備、懸念される負担増

輸出管理の強化については、さらに不透明感が強い。対象分野が現状では新興技術・基盤技術とあまりにも広く、様子見というところが多い。しかし、少なくとも人工知能(AI)や3Dプリンターに関連した技術は対象となる可能性が高いようにみられる。こうした分野の研究開発を米国で行う場合、その製品ないし技術を中国で展開することは難しくなる。中国で展開する製品の開発は別のオペレーションで対応する必要が出てくる。また、米国での研究開発で中国人エンジニアに参画してもらう場合は商務省産業安全保障局(BIS)の許可が必要になる。日系企業の場合、優秀な中国人エンジニアを自社で抱えているケースも少なくないとみられるが、そうしたリソースが活用できなくなる可能性がある。これは、各企業にとっては大きな経営上のロスで負担増といえるであろう。

また、実務的な問題もある。自社製品・技術が輸出管理法の対象となった場合は当局であるBISから事前に輸出許可を取得する必要があるが、その申請手続きは煩雑であり、専門的な知識・ノウハウが必要となる。特にこれまで輸出管理の対象でなかった企業にとっては、社内人材の確保・育成、コンプライアンス体制の整備など、その負担が懸念される。

FIRRMAによる対米投資の審査厳格化も日本企業にとっては不透明感を高め、負担増となる。実際に審査にかかる時間が長期化し、事業

計画に影響が出ているという声も聞かれる。日本の対米投資の多くがM&Aによるものである。日本は米国の同盟国であり、審査では問題なく認可されるケースがほとんどみられるが、特に、中国で新興技術や基盤技術を扱っている場合はオペレーションを切り分けるなど米国当局に説明ができるように準備が求められるよう。

IV 今後の展望

1. 求められるサプライチェーンの再構築

2020年11月の大統領選挙も徐々に視野に入ってきた。トランプ大統領が再選されるのかが注目されている。現時点でその結果を予測することは難しいが、前述の通り、対中強硬のスタンスは超党派のコンセンサスであり、政権が変わっても大きく緩むことはないと思われる。特にECRAやFIRRMAは法律として成立しており、引き続き維持されることが見込まれる。対中追加関税の扱いについても、民主党政権になった場合でもすぐにすべて撤廃することは考えにくい。少なくとも、「中国製造2025」の対象になっている品目に課しているリスト1~3までの関税は維持されることを想定しておくべきであろう。

対米ビジネスも、米中対立の長期化を前提として戦略を構築せざるを得ない。もちろん、チャイナリスクへの対応はこれまでも取り組まれてきた。2003年のSARS(重症急性呼吸器症候群)の発症や05年の反日デモによって、チャイナリスクへの認識が高まり、中国以外にも生産拠点を設け、リスクを回避しようとする「チャイナプラスワン」の動きが拡大し、ASEANやインドなどへの日本企業の進出が加速した。こ

れには中国における人件費の急速な上昇も後押しした。このため、今回の対中追加関税の発動でも、影響を限定的に抑えられた、という企業も少なくない。

しかし、これまでと状況が大きく違うのは、モノの貿易に加え、国家安全保障に関連した、中国への新興技術・基盤技術の輸出が対象になっている点である。しかも、AI、量子コンピュータ、3Dプリンターなどを例とする新興技術は軍事にも利用できるいわゆるデュアルユースと呼ばれるものが増加しており、対象品目が今後も拡大していくことが見込まれる。同時に、中国市場自体が大きく拡大しており、さらに、中国企業の技術レベルも各段に向上している。このため、対象となる技術を扱う企業は、グローバル戦略の中で研究開発も含め、対

米、対中のサプライチェーンをどのように構築するのか再検討が必要となろう。

前述の通り、米中貿易摩擦の中でも米国経済は引き続き堅調さを保っており、米国は引き続き、日本企業にとっては最重要市場の1つであり続ける。ただし、通商をはじめとした政策の不確実性は継続するとみられ、対米ビジネスは当面、視界不良の中での難しい舵取りを迫られるといえよう。（執筆時点：20年1月10日）

【参考文献】

ジェトロ（2019年9月）「厳格化する米国の輸出管理法令」
 ジェトロ（2019年8月）「対米外国投資委員会（CFIUS）および2018年外国投資リスク審査現代化法（FIRRMA）に関する報告書」
 Stephanie Segal, Dylan Gerstel (September 2019), 「Research collaboration in an era of strategic competition」(CSIS, Center for strategic international studies)

No.118

季刊 国際貿易と投資

2019年12月

特集 曲がり角のグローバリゼーション
～米国のワグタイムシフト、中国の歴史的な高揚感～

米中合作のグローバリゼーションの終焉 大木 博巳
 中華人民共和国成立70周年大会における習近平国家主席の重要講話を深読みする 江原 規由
 習近平国家主席の重要講話を深読みする 江原 規由
 数値化する投資を競う時代へ 増田耕太郎

一般財団法人 国際貿易投資研究所 (ITI)

季刊「国際貿易と投資」 118号 2019年12月

特集 曲がり角のグローバリゼーション
 ～米国のパラダイムシフト、中国の歴史的な高揚感～

(論文・研究ノート)

- ・ 米中合作のグローバリゼーションの終焉 大木 博巳
- ・ グローバル資本主義のジレンマ
- ・ 中華人民共和国成立70周年大会における習近平国家主席の重要講話を深読みする 江原 規由
- ・ 世界の転換期の主役は中米貿易摩擦、一帯一路、第4次産業革命
- ・ 歓迎される投資を競う時代へ～2020年代の国際直接投資 増田耕太郎
- ・ 苦境のドイツ経済、世界経済の構造変化に対応出来るか 田中 信世
- ・ 深刻な米中貿易摩擦、ブレグジットの影響
- ・ インド洋圏でせめぎ合う中印両国とFOIP構想 山崎 恭平
- ・ アフリカ開発では日印協力・協業の期待高まる 増田耕太郎
- ・ 新NAFTA (USMCA) をどう使いこなすか 見玉 徹
- ・ 日本酒の国際マーケティング
- ・ 欧州市場攻略の鍵となる地域ブランド戦略

★(統計) 米国の国・地域別直接投資収益(四半期別、季節調整なし)
 国際貿易投資研究所のホームページから全文をダウンロードすることができます
<http://www.iti.or.jp>

118号 発行：2019年12月
2019年12月 頒布価格：2500円
 季刊「国際貿易と投資」は年4回発行
 頒布価格（年間購読料）：10,000円
 お問合せ、ご購入をご希望の方は
 下記までご連絡ください。

発行：
一般財団法人 国際貿易投資研究所 (ITI)
 〒104-0045
 東京都中央区築地1丁目4番5号
 第37興和ビル3階
 TEL：03 (5148) 2601
 FAX：03 (5148) 2677
 E-Mail：jimukyoku@iti.or.jp
 URL：http://www.iti.or.jp/